

ここに 200 円  
の収入印紙を  
貼付し消印を  
してください。

## PCサポート業務委託契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)と、スタジオアール (以下「乙」という)は、甲の顧客へのPCサポートに関する業務等の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

### 第1条 (目的)

甲は乙規定の利用規約に同意の上、乙に対し、甲の顧客へのPCサポートに関する業務、その他これに付帯する業務 (以下「本件業務」という)を委嘱し、乙はこれを受託する。

### 第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から甲が契約の解除を申し出るまでの期間とする。

### 第3条 (料金の支払)

甲の顧客から直接料金を徴収できない場合、甲の顧客へのPCサポート完了後、乙が甲に対して送付する請求書の額を甲が乙に支払うものとする。

2. 本件業務にかかる交通費等の経費は、乙規定の出張料金に含まれるものとする。
3. 甲は、本条に定める料金を、乙の発行する請求書に基づき、請求書到着から7日以内に乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

### 第4条 (機密保持)

機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。

2. 乙は甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
3. 乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとする。
4. 本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

### 第5条 (報告義務)

乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告することとする。

2. 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

### 第6条 (協議事項)

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲：社名： \_\_\_\_\_

乙：社名： スタジオアール

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

所在地： \_\_\_\_\_

所在地： 〒333-0834 埼玉県川口市大字安行領根岸903-7